

高校生の皆さんへ

多子世帯の大学等の授業料等減免について

令和7年度から多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償となります。ただし、これは自動的に減免される制度ではないため、大学等へ入学後に申請を行う必要があります。手続きの方法については、大学等へ入学後に指示される内容に従ってください。制度が変わることがありますので、最新情報を確認するようにしてください。

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm



多子世帯に対する大学等の授業料等無償化について（文部科学省ホームページ内）

https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt_gakushi_100001505_2.pdf

